

中筋川ダム事前放流実施要領

国四整河管第 162号 平成 18年 2月 21日

国四整河管第 36号 平成 24年 7月 5日

国四整河管第 50号 令和 4年 3月 9日

国四整河管第 12号 令和 6年 6月 21日

第 1 条 総則

本要領は、中筋川ダム操作規則（以下「規則」という。）第 20 条第 1 項第三号及び中筋川ダム操作細則（以下「細則」という。）第 6 条第二号に基づき、洪水調節機能の向上のために洪水前に利水容量に貯留された流水を放流（以下「事前放流」という。）することとし、その実施に際して必要な事項を定めるものである。

第 2 条 事前放流の範囲

事前放流は、6 月 16 日から 10 月 31 日（以下「洪水期」という。）においては、標高 72.1 メートルから標高 67.0 メートルの間に貯留された流水を対象とし、11 月 1 日から翌年 6 月 15 日（以下「非洪水期」という。）においては、標高 74.1 メートルから標高 67.0 メートルの間に貯留された流水を対象とする。

- 2 貯水位が洪水期においては標高 72.1 メートル、非洪水期においては標高 74.1 メートルを上回っており、かつ流入量が限度放流量以下の場合には、これを含めて事前放流することができる。

第 3 条 事前放流の原則

事前放流は、放流管による実施を原則とし、所長は第 2 条及び第 4 条の基準を踏まえ事前放流計画を作成し、四国地方整備局長に報告するものとする。

- 2 事前放流は前項の計画に従い実施するものとするが、その後の気象、水象、その他の状況を総合的に判断し、必要に応じて見直すものとし、見直した場合は四国地方整備局長に報告するものとする。

第4条 事前放流の開始時期

所長は、気象、水象等の状況により出水が予測され、必要と認められる場合には標高69.0メートルを目標として、貯水位を低下させるものとする。

2 所長は、次の各号のいずれかに該当し、出水が予測され、必要と認められる場合には標高67.0メートルを限度水位として事前放流計画に基づき貯水位を低下させるものとする。

一 台風が中心が、東経120度から140度の間で北緯20度以北に到達し、さらに四国地方に接近が予想されるとき。

二 ダム上流域の予測降雨量が基準降雨量である159ミリメートル（／6時間）以上であるとき。

三 ダム上流域において、連続雨量が60ミリメートルに達し、さらに時間雨量が10ミリメートルを超えると予想され、且つ流出計算により流入量が毎秒50立方メートル以上になると予想されるとき。

四 その他の状況により、所長が事前放流の開始の必要性を認めたとき。

第5条 事前放流後の対応

前条により事前放流を行った以降は、以下の各号により対処するものとする。

一 流入量が限度放流量以下の場合には、流入量を限度として放流する。

二 流入量が限度放流量を上回る場合には、限度放流量を上限として放流する。

三 貯水位が洪水期においては標高72.1メートル、非洪水期においては標高74.1メートルを越え、常用洪水吐きからの放流量が限度放流量に達するまでの間は、ダムからの放流は限度放流量としなければならない。

2 所長は、第1項の定めに従うことが困難または適切でないとは判断されるときは、必要な措置をとることができる。

第6条 事前放流に関する通知

第4条第2項の規定により事前放流を実施する場合は、次の各号に定める方法により関係機関に通知するとともに、一般への周知を行うものとする。

- 一. 関係機関への通知は、別表第1に掲げる関係機関に対し、事前放流を行う1時間前を目途に行うものとする。
- 二. 一般に周知させるために必要な措置は、渡川ダム統合管理事務所より磯ノ川地点までの区間とし、警報車及び当該区間に位置する警報所より次の方法により行うものとする。
 - イ 警報所からの周知は、スピーカー放送により行うものとし、各警報所において河川水位の急激な上昇が生じると予想される30分前を目途に行うものとする。
 - ロ 警報車による周知は、各地点の水位が上昇すると予想される30分前を目途に行うものとする。

第7条 事前放流の中止

事前放流を行っている場合において、流入量が限度放流量を超過した場合には事前放流操作を中止する。

- 2 事前放流を行っている場合において、確保容量が確保された状態になり、それ以上貯水位を低下させる必要がなくなった場合には、事前放流操作を中止し、流入量が限度放流量に等しくなるときまで中止時の貯水位の維持に努めるものとする。
- 3 事前放流を行っている場合において、予測降雨量が当初の予測降雨量から変化し、その結果として第4条の事前放流の実施判断条件に該当しなくなった場合には、事前放流操作を中止する。
- 4 事前放流を行っている場合において、流入量が限度放流量に至らずに最大となった場合には、事前放流操作を中止する。
- 5 上記にかかわらず、事前放流を行っている場合において、気象・水象その他の状況により、事前放流操作を中止する必要が生じた場合には、中止時の貯水位を維持する又はその後の流水を貯留して水位が上昇するように努めるものとし、事前放流を継続する必要がなくなったと認める場合には、その後の流水を貯留して水位が上昇するように努めるものとする。

附則

この要領は、令和6年6月21日から適用する。

別表第 1

関係機関名	住 所	連絡方法
四国地方整備局	高松市サンポート 3-33	マイクロ
中村河川国道事務所	四万十市右山 2033-14	マイクロ
高知県農業振興部 農業基盤課	高知市丸ノ内 1-7-52	NTT回線
高知県公営企業局 電気工水課	高知市丸ノ内 1-7-52	NTT回線
幡多土木事務所	四万十市古津賀 4-61	NTT回線
幡多土木事務所 宿毛事務所	宿毛市宿毛 5342-7	NTT回線
四万十市役所	四万十市中村大橋通 4-10	NTT回線
宿毛市役所	宿毛市希望ヶ丘 1番地	NTT回線